

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第4回 岩国市建築審査会
開催日時	令和4年7月21日（木曜日）午後3時15分
開催場所	岩国市役所 3階 31・32会議室
出席者	【委員】山田委員、坂井委員、中田委員、榊原委員※、兼崎委員※ 【事務局】坂上課長、兼田副課長、兼重班長、佐々木技師、田中技師 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議ツール（Zoom）を用いたオンライン出席
傍聴人	なし（部分公開）
議 題	議案第1号 —非公開— 議案第2号 建築基準法上道路に2m以上接しない藤生町1丁目地内の敷地について（その1） 議案第3号 建築基準法上道路に2m以上接しない藤生町1丁目地内の敷地について（その2） 議案第4号 第一種住居地域の南岩国町五丁目地内の日影による中高層の建築物の高さの制限を受ける敷地内に小学校の屋内運動場を新築することについて 報告事項 —非公開—
会議内容	◇は建築審査委員の質疑及び意見を示す。⇒は事務局側の回答を示す。 ●議案第1号 —非公開—  ●議案第2号 —同意— 事務局より議案の説明を行い、議案は原案のとおり同意。 （審議内容） ◇議案2、議案3の敷地の設定について、閉鎖となった発電所の敷地を敷地分割して申請されておりますが、発電事業とは異なり、敷地分割しても生産性において、関連性がなく可分となる状態であるため敷地分割を行っている理解でよいでしょうか。 ⇒その通りです。議案2、議案3は、電力会社のグループ会社ではありますが、事業形態が異なっているため、敷地分割で申請されています。 ◇敷地北側の敷地境界線が護岸擁壁の天端となっておりますが、港湾管理者との協議が整っているか確認しておいてください。 ⇒わかりました。

●議案第3号 ー同意ー

事務局より議案の説明を行い、議案は原案のとおり同意。

(審議内容)

◇特になし。

●議案第4号 ー同意ー

事務局より議案の説明を行い、議案は原案のとおり同意。

(審議内容)

◇法56条の2のただし書きにおいて、新たに日影となる部分を生じさせることがなければ除外規定が適用される場合があるが、今回の申請ではどのように整理されているのでしょうか。

⇒平成2年の増築の際、日影の許可を受けておりますが、今回の許可申請においては、西側の放課後児童教室は、利用形態より可分となることから当時の敷地から除かれたため、適用除外はできないと判断しました。

◇本許可を受けた日から1年以内に工事に着手しない場合は、この許可を取り消すことがあることについて、1年後に着手することについて合理性があれば再許可は不要と考えられます。

⇒了承しました。

●報告事項 ー非公開ー

会議録は令和4年8月18日に署名委員に確認を得、確定しました。